設計業務共通特記仕様書

- 1 本件は、契約図書(契約書、設計図書、設計業務標準仕様書等)をはじめ、発注者が指定する 業務の施行に関する法令及び緑政土木局が定める規定(工事共通構造図、工事設計積算要領等) 並びに業務の施行に関する公的基準に従い施行すること。
- 2 設計書・設計図及び特記仕様書に記載された事項は、設計業務標準仕様書に優先するものとする。

特記事項

- 1 本件は電子納品の対象とする。
- 2 本件の成果品の作成方法については、「電子納品に関する運用基準」に従うこと。
- 3 電子納品の対象とする成果品は、電子媒体(CD-R等)で提出すること。
- 4 受託人は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。なお、利用するパ ソコンは最新のセキュリティ対策を施すこと。
- 5 緑政土木局における情報取扱注意項目に基づき、機密情報取扱業務の一部を第三者へ委託する 場合は、再委託申請書を提出し承諾書の交付を受けること。
- 6 前払金については、名古屋市公共工事の前金払取扱要綱(以下「要綱」という。)によるものとする。
 - (1) 前払金は、前払金請求書に保証証書を添えて、請求することができる。
 - (2) 前払金として請求できる金額は契約金額の3割以内とする。

名古屋城植栽管理計画案修正業務委託 特記仕様書

1 業務概要

- •委託業務名 名古屋城植栽管理計画案修正業務委託
- ·委託場所 名古屋市中区本丸1番1号 名古屋城内
- ・対象範囲 名古屋城内(金シャチ横丁義直ゾーン含む) 約16 ha

但し、西之丸未整備エリア、本丸搦手馬出、名勝二之丸庭園、金シャ

チ横丁義直ゾーンの一部の計約5haは検討から除く(別図参照)

・履行期間 契約日から令和6年6月30日まで

2 業務内容

本業務委託は、令和 5 年度に株式会社プレック研究所に策定支援業務を委託した名古屋 城植栽管理計画案(以下、案)の修正を委託するものである。

案は、令和6年6月10日(月)開催の第60回全体整備検討会議に提出され、有識者に ご審議いただく予定である。

- ・受託者はこの会議に出席し、本件に係る部分の議事録を作成すること。
- ・会議でいただいた有識者の意見を反映した案に修正すること。

3 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- ・(修正版) 植栽管理計画案概要版およびA4簡易製本
- 各2部
- ・上記の内容を格納した電子成果品(CD-R)

1枚

納品場所は、名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課とする。

電子データ形式は、原稿データ(MS-Word形式およびPDF形式(テキストデータつき)1 式、報告書に挿入する図表等データ(Illustrator形式及びCAD形式(sxf形式))1式と し、詳細は監督員と協議すること。

4 貸与する資料

本業務の実施にあたり、以下の資料を貸与する。

・名古屋城植栽管理計画(案)概要版(令和6年3月)

1部

·名古屋城植栽管理計画(案)本編 (令和6年3月)

1部

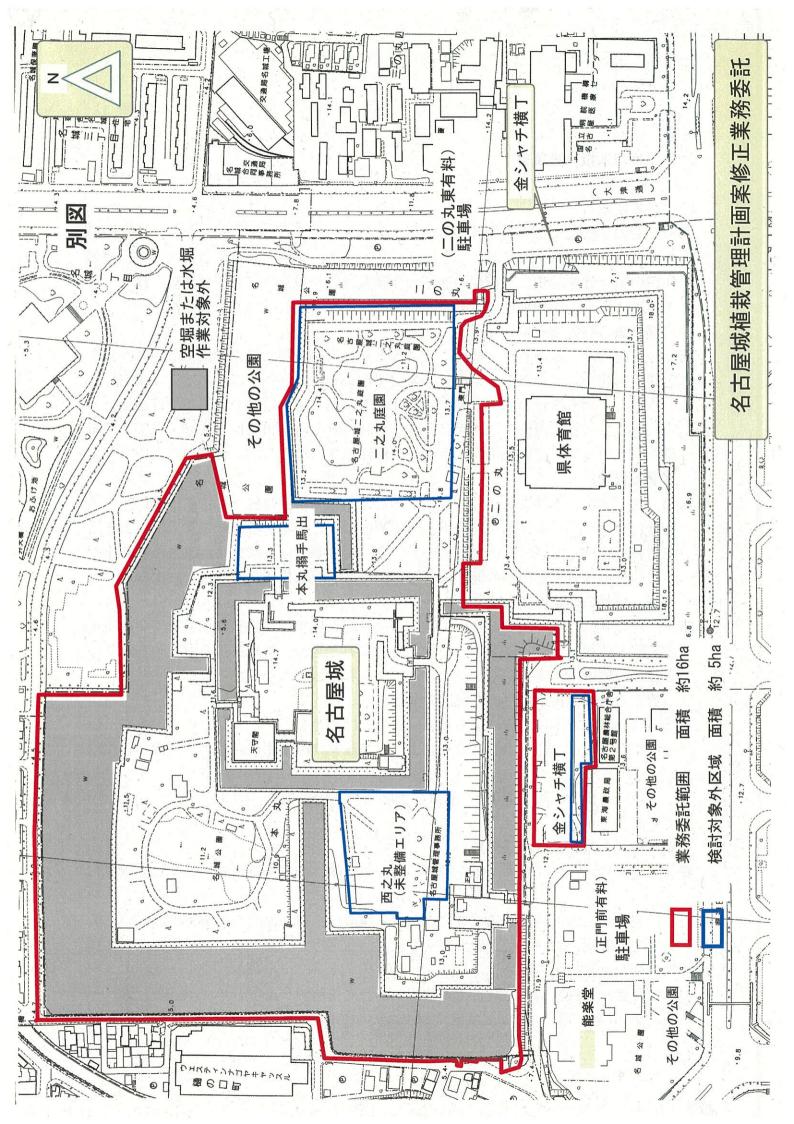
·名古屋城植栽管理計画策定支援業務委託総事業費(令和6年3月)

1 部

・上記の内容を格納した電子成果品(CD-R)

1枚

5 本仕様書に定めのない事項は、監督員と協議の上決定すること



情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による市の保有する情報の取扱い(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名 古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」と いう。)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」と いう。)、名古屋市個人情報保護条例(令和 4年名古屋市条例第56号。以下「保護 条例」という。)その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た市の保有する情報(名古屋市(以下「委託者」という。)が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の市の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第 4 受託者は、本件業務を履行するために、個人情報(保護法第 2条第 1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

- 第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、市の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

- 第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
- 2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、市の保有する情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- 3 受託者は、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市 規則第50号)第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)の

取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、市の保有する情報が記録された資料及び成果物(委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

- 第8 受託者は、市の保有する情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに委託者に返却しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。
- 2 受託者は、前項に規定する場合を除き、市の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

- 第 9 市の保有する情報並びに市の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。
- 2 受託者は、市の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

- 第10 受託者は、委託者が市の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が市の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 受託者は、市の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

- 第11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を 行わなければならない。
- 2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法(受託者が、市会に係る個人情報の取扱いの委託を受けた者の場合は、保護条例)に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の 内容を周知しなければならない。
- 4 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している

者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び市の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等) 【約款の場合は推奨】

- 第12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各 号に掲げる措置を講じることができる。
 - (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 市の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めると きは、あんしん条例第34条第 1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかっ たときは、同条第 2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第 2号及び第 3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 受託者は、本件業務が特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を取り扱う事務である場合、あらかじめ委託者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
 - 2 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、委託者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
 - 3 受託者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 受託者は、前 3項に規定する事項のほか、番号利用法第 2条第12項に規定する 個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。
 - ※ 個人番号関係事務の場合は、「第 2条第12項に規定する個人番号利用事務 実施者」を「第 2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正す る。

特定個人情報を除く機密情報を保存したことがある記録媒体を廃棄し、又は返却する際に電子情報 の消去を委託等する場合

(電子情報の消去に関する特則)

第14 受託者は、委託者が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース(賃貸を含む。)をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器

- の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。
- 2 受託者は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

- 第 1 条 この契約による事務事業の実施(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)、愛知県障害者差別解消推進条例(平成27年愛知県条例第56号)、及び名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例(平成30年名古屋市条例第61号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成28年1月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
 - 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害 種別の特性について十分に留意するものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務 に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障 害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(再委託に係る対応)

第3条 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、障害者差別解消に係る対応に 関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に 遵守させなければならない。

妨害又は不当要求に対する届出義務

- 1 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が1に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

暴力団関係事業者の排除に関する特記仕様書

(発注者の解除権)

- 第 1条 <u>発注者</u>は、<u>受注者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの 契約を解除することができる。
 - (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が 経 営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、<u>発注者</u>が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

- 第1条 名古屋市は、<u>受注者</u>がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) <u>受注者</u>が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) <u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の役員若しくは<u>受注者</u>の使用人が、刑法(明治40年法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは 第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執 行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、<u>受注者</u>又は<u>受注者</u>の役員若しくは<u>受注者</u>の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該 契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則 第17号)(以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約 款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

- 第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、請負代金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、請負代金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条 第9項に基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会 告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じな い行為として、受注者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散していると

きは、名古屋市は、<u>受注者</u>の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、<u>受注者</u>の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、<u>受注者</u>に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

令和4年6月1日

名古屋城における文化財保護に関する特記仕様書

- 1 本件は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づく特別史跡、重要文化財又は名勝等において業務を行うものであることから、法の趣旨を十分に理解し、関係法令及び規則を遵守の上、慎重に施工・作業(以下「施工等」という。)すること。
- 2 文化財保護法に基づく現状変更許可が必要な場合は、同許可日以降に着手するとともに、申請内容と許可条件を遵守すること(準備作業や仮設作業を含む。)。また、やむを得ず現状変更許可の内容と異なる作業が必要となった場合は、必ず監督員と協議し、所定の手続きを経た後にその作業に着手すること。
- 3 全ての施工等に従事する者に文化財の保護及び重要性を十分認識させ、万 全の注意を払うこと。
- 4 監督員から連絡があった場合は、受注者は着手に先立ち、監督員、名古屋城 調査研究センター及び本市教育委員会文化財保護室の学芸員等による打合 せに出席し、施工等内容の確認を受けること。
- 5 本特記仕様書を遵守した施工等方法や立会いの実施等について、具体的な 施工等計画を作成し、監督員に提出すること。
- 6 日々の作業に関しては、監督員との打ち合わせ等に即し、名古屋城調査研究 センター学芸員及び文化財保護室学芸員による立会い確認を必要に応じて 受けること。
- 7 監督員の指示及び学芸員の立会いのない掘削は、絶対に行わないこと。
- 8 施工等にあたり、遺構の状況の変化など気付いた点があれば直ちに作業を中断し、立会いの学芸員及び監督員に報告しその判断を仰ぐこと。
- 9 有識者会議の指導・助言を受ける際は、現地視察や資料作成に協力すること。
- 10 その他、疑義の生じた場合は監督員と協議し、その指示に従うこと。